

第 6296 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 10月 8日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 暑気払い費用

Q : 先月、会社で暑気払いをしました。この費用は、どのように取り扱われますか？

A : 次のように取り扱われます。

【解説】

夏が終わり、暑気払いを行う会社もあるようですが、この暑気払い費用については、出席者やその趣旨によって次のように取り扱いが違いますので注意してください。

①全従業員が参加する場合

全従業員が参加する場合の費用は、全従業員に対して一律に供与される飲食費ですから、原則として福利厚生費となり、損金に算入することができます。

②一部の者だけが参加する場合

全員が参加せず、一部の人が参加するという場合の費用は、福利厚生費とはならず、交際費等に該当することとなります。

③取引先等も参加する場合

得意先等を交えて暑気払いをするという場合の費用は、原則として交際費等に該当することになりますが、その金額が1人当たり5,000円以下であれば交際費等に含めなくてよいこととなっています。

ただし、交際費課税を逃れるために、形式的に得意先等を参加させているような場合は、この取り扱いは認められず、交際費等となりますので注意してください。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】